

「地域支え合い会議」補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域福祉に関する課題の発見や発掘を行い地域資源と地域ニーズとの結び付けや地域に必要な新たな生活支援サービスの創設を検討・協議する場「地域支え合い会議」に対し、その活動費として補助金を交付する上で必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この「地域支え合い会議」は原則、公民館を単位として地域住民が主体となり、地域福祉に関する課題や問題、地域ニーズの発見・発掘を行い地域資源との結び付けや地域に必要な新たな生活支援サービスを検討・協議する場をいう。

(対象者)

第 3 条 補助金の交付対象者は、生活支援等サービスの体制整備に向けて、多様な主体が参画し、定期的な情報の共有・連携強化することを目的とした団体とする。

(補助の条件)

第 4 条 補助の条件は、次の各号の全てを満たすこととする。

- (1) 地域支え合い会議をおおむね年間 4 回以上開催すること。
- (2) 地域支え合い会議の開催にあたり地区別戦略等の関連団体との連携を図ること。
- (3) 地域支え合い会議開催後、協議内容報告書を作成し会長に提出すること。

(補助対象経費)

第 5 条 補助金交付対象となる費用は、次の各号に掲げる活動に対する費用とし、別表第 1 のとおりとする。

- (1) 地域支え合い会議の開催・運営に係る経費
- (2) 地域支え合い会議の広報活動にかかる経費
- (3) 地域の介護予防・生活支援等の協議をするために、実施する次に掲げる活動に係る経費
 - ア 地域課題の発見のために行う活動
 - イ 地域ニーズ、地域資源の把握、情報の見える化のために行う活動（実態調査の実施や地域資源マップの作成等）

ウ 地域ニーズと地域資源とのマッチングのために行う活動

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる活動にかかる経費については、原則として補助金の対象としない。

- (1) 法令に反する活動
- (2) 営利を主たる目的とする活動
- (3) 宗教的・政治的活動
- (4) 他の助成を受けて実施する活動
- (5) 社会通念上、公金を支出することが適当でないもの

(補助基準)

第6条 事業を実施する団体への補助金は、第5条第1項に要した費用とする。
ただし、補助金の交付額は予算の範囲内とし、最高限度額は30万円とする。

(補助金の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする事業実践者（以下「補助事業者」という。）は、「地域支え合い会議」補助金交付申請書（様式第1号）、及び「地域支え合い会議」の年間開催計画表を会長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 会長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、「地域支え合い会議」補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助事業者に通知するものとする。

2 会長は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

(補助事業の変更)

第9条 事業事業者は、補助金交付の決定通知を受けた後において、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、「地域支え合い会議」補助金変更交付申請書（様式第3号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金基準額内で、補助金を増額するとき。
- (2) 補助事業の内容を変更又は追加するとき。

2 会長は、前項の規定による変更の申請があったときは、その内容を審査し、

適当であると認める場合は、「地域支え合い会議」補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、事業完了後は、「地域支え合い会議」補助金実績報告書（様式第6号）、収支決算書、補助対象経費に係る支払い領収書の写し等を、会長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 会長は、前条の報告を受けた場合は、その報告に係る補助対象事業の成果が、第4条に規定する条件、補助金の交付の決定の内容及びそれに付した条件に適合するかどうか調査確認し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付の請求）

第12条 補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、補助金概算精算払請求書（様式第5号）を会長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、概算払いによる補助金の交付を請求しようとするときは、前項の規定を準用する。

（補助金の返還）

第13条 会長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を決めて、その超える部分について返還を命ずることができる。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成34年3月31日まで効力を有する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和4年3月31日まで効力を有する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和6年3月31日まで効力を有する。

別表第1（第5条関係）

補助事業の対象経費

| 科目 | 摘要 |
|--------------------|---|
| 報酬・賃金・給料・職員手当等・共済費 | 地域支え合い会議を運営する者、その他地域支え合い会議に参加し、地域福祉に関する活動に参画する者の賃金等 |
| 報償費 旅費 | 講師、アドバイザー等の謝礼 費用弁償、研修等に要する交通費、講師等旅費 |
| 需用費 | 消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費 |
| 役務費 | 通信運搬費、損害保険料、その他保険料 |
| 備品購入費 | 一般的な事務用品の機械器具に要する経費、主として事業の執行に要する機械器具に要する経費 |
| 使用料及び賃借料 | 施設会場使用料、その他使用料、リース料 |